

ダイヤモンド電機グループ
グリーン調達ガイドライン



施行 2018年2月5日

発行 2018年2月5日

目次

I. はじめに.....	1
II. グループ環境方針.....	2
III. グリーン調達.....	3
IV. 御仕入先様へのお願い.....	4
1. 御仕入先様の環境経営に関するお願い.....	4
(1) 環境マネジメントシステムの構築.....	4
(2) 法の遵守.....	4
(3) 省エネ、廃棄物、輸送手段等の環境自主改善活動の推進.....	4
(4) 情報提供.....	4
2. 弊社へ納入頂く製品等に関するお願い.....	4
(1) 弊社の取り組み.....	4
(2) 禁止物質の含有禁止.....	4
(3) 含有化学物質調査.....	4
(4) 弊社に納入される梱包包装材.....	5
(5) 物流に関わる温室効果ガス、梱包包装材の削減.....	5
(6) 紛争鉱物への対応.....	6
(7) 提出資料の記載方法及び注意点.....	6
(8) 製品等の化学物質含有情報に変更が発生した場合.....	7
(9) 付表に引用される外部団体の基準に追加・変更が発生した場合.....	8
(10) 再調査への対応.....	8
(11) 本書改定時の対応.....	8
(12) 秘密保持.....	8
V. 用語集.....	9
(1) 製品等.....	9
(2) 環境負荷物質、化学物質.....	9
(3) その他情報伝達が必要な物質.....	10
(4) 含有.....	10
(5) 不純物.....	10
(6) 均質材料.....	10
(7) 許容濃度.....	10
(8) 適用除外.....	10
(9) 閾値(いきち、または、しきいち).....	10
VI. 問い合わせ/連絡先.....	11
VII. 付表.....	11
改定履歴.....	12

I. はじめに

よき企業人、社会から信頼される企業をめざして

私たちは、社員一人一人がこの地球への使命を深く理解して、経営理念と一体化した事業活動、製品開発を行っております。限りある資源を大切に利用して環境保全を図ることこそ弊社の社会的責任の根幹であると捉え、循環型社会の実現に向け、全力で取り組んで参ります。

「ダイヤモンド環境方針」に基づき、全社が一丸となって「地球にやさしい」をテーマに、使用エネルギー削減、リサイクル活動等を通じた2010年度末のゼロエミッション達成等、従業員一人ひとりが自発的に取り組んでおります。また、鉛フリーに向けて生産技術力の向上はもとより、お取引先企業へのご提案についても全社を挙げて取り組んでおります。また、地域清掃活動への参加、エコキャップ運動など、新たな試みも行っております。

ダイヤモンド電機は、これらの活動を通じて、企業価値の向上を図り、株主の皆様、お客様、御仕入先様、地域の皆様、社員・家族等すべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を築いて参ります。

ダイヤモンド電機株式会社

Ⅱ. グループ環境方針

弊社は「地球にやさしい」という考えのもと、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ環境方針を定め環境改善活動に取り組んでおります。

<基本方針>

地球の全ての資源は有限です。

私たちは、この地球と自然の恵みに心より感謝し、循環と調和の価値観を大切にします。今という時を地球に生かされている私たちには、未来への責任と、地球に対する使命があると考えます。私たちダイヤモンド電機の社員一人一人が、この価値観を深く理解して、価値観と一体化した事業活動、製品開発に努めます。

また、環境に関する国際規格、各国規制、法令、協定、指針等を遵守し、事業活動における環境への負荷低減に取り組みます。

<行動指針>

- 1 全社員一人一人が、地球と自然の恵みに感謝します。
- 2 設計、製造のみならず、全ての事業活動で、省資源、省エネルギー、リサイクル、化学物質及び廃棄物の削減、そして環境の保全活動を行います。
- 3 事業所の立地する国や地域の環境法規制・条例・協定を遵守し、地域社会の環境保全に積極的に関わります。
- 4 環境方針に則った目的及び目標（以下、環境目的・目標という）は、年度ごとに見直しし、経営活動として実践します。
- 5 環境方針は文書化、掲示され、毎年見直しされる環境目的・目標と共に、全社員に周知徹底します。
- 6 この環境方針は、要求に応じて、一般に公開します。

2000年4月1日策定

2016年7月4日確認

ダイヤモンド電機株式会社

Ⅲ. グリーン調達

ダイヤモンド電機は地球環境改善に努め、限りある資源、地球を大切にしたいと考えております。

資材調達においても、より環境負荷の少ない材料・部品・製品等を優先的に調達するグリーン調達に取り組んでおります。また、原材料の段階から製品出荷までの全てのプロセスにおいて、製品に含まれる環境負荷物質の管理を行っております。この活動を進めるにあたり、自社努力はもちろんですが、全ての御仕入先様のご協力が不可欠です。

<御仕入先様へのお願い（概要）>

- 1 IS014001 または自治体等による環境システムの認証取得、またはそれらに準じた環境システムの社内構築をお願い致します。
- 2 各業界で環境負荷物質の報告が義務付けられております。納入して頂く部品・材料の環境負荷物質調査にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

IV. 御仕入先様へのお願い

1. 御仕入先様の環境経営に関するお願い

(1) 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001外部認証取得を基本とした環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。あるいは、環境マネジメントシステム第三者認証取得、またはそれらに準じた環境システムの社内構築をお願いします。

また、サプライチェーンマネジメントの観点から、御仕入先様自身のグリーン調達実施と化学物質管理システム構築、運用実施をお願いするとともに、弊社から見た2次、3次以降のサプライヤー様からの環境情報伝達を推進願います。

(2) 法の遵守

関係する法律、及び各種規制を遵守してください。

(3) 省エネ、廃棄物、輸送手段等の環境自主改善活動の推進

環境に対して自主的な改善推進をお願い致します。

(4) 情報提供

弊社からの要求に沿って、必要な環境情報を提供してください。

但し、秘密情報となり得る場合は、事前にその旨をご連絡ください。

2. 弊社へ納入頂く製品等に関するお願い

(1) 弊社の取り組み

環境負荷物質の使用に関しては、欧州をはじめとして各国で法制化が進んでおり、その影響はますます大きくなるばかりで、製品廃棄時の環境負荷物質に関する法規も発効されています。これにより、法遵守という観点から環境負荷物質の非含有保証に厳密さが要求されてきています。

弊社では、このような動きの中、環境負荷物質の使用禁止、削減を進めており、弊社に納入頂く製品、部品、材料、副資材（以下、製品等という）に対する環境負荷物質についての対応を規定しておりますので、次項目以降へのご協力をお願い致します。

(2) 禁止物質の含有禁止

納入製品等は、原則として禁止物質を含有してはいけません。但し、付表に定める各禁止物質の閾値に満たない量が不純物として含有される場合はこの限りではありません。

(3) 含有化学物質調査

弊社より御仕入先様に化学物質調査を依頼した場合、御仕入先様が適用除外の申告をされる場合、または法規制改正等で化学物質含有情報に変更が発生し弊社へ申告される場合は、以下表に沿って該当する書類、データを正確に作成の上、速やかにご提出ください。

なお、提出頂く書類、データは、都度連絡します。

提出資料		備考
JAMP MSDS plus ※1	化学品	※2
JAMP AIS ※1	部品 包装材	※2
chemSHERPA CI	化学品	※2
chemSHERPA AI	部品 包装材	※2
IMDS	化学品 部品 包装材	
JAMA/JAPIA 統一データシート	化学品 部品 包装材	
個別要求による情報提供	弊社が指定した 製品	弊社より個別に依頼します。

※1：JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）が提供する情報伝達シートを利用願います。

※2：データに含まれない禁止・申告物質が検知された場合、全データの開示をお願いします。

（４）弊社に納入される梱包包装材

弊社に梱包包装材を納入される御仕入先様には、弊社要求がある場合は包装材に含有される化学物質を調査して頂き、結果を報告して頂きますようお願い致します。

（５）物流に関わる温室効果ガス、梱包包装材の削減

弊社は物流における温室効果ガス（エネルギー消費量）の削減に積極的に取り組んでおり、また梱包包装材の削減も推進しています。御仕入先様におかれましても、下記物流における環境取り組みをお願い致します。

なお、弊社への資料提出は不要ですが、必要に応じて取り組み状況を確認させて頂くことがあります。

① 弊社からの委託物流における削減

弊社製品等の物流をお願いしている御仕入先様は、温室効果ガス削減における弊社の改善取り組み内容をご理解頂き、物流パートナーとして弊社と一体となった改善推進についてご協力をお願い致します。

② 弊社への納入物流における削減

弊社へ製品等を納入して頂いている御仕入先様は、弊社への納入物流における温室効果ガス削減への取り組みをお願い致します。また、梱包包装材におきましても、簡易包装、再生材使用など、弊社の削減活動にご協力をお願い致します。

(6) 紛争鉱物への対応

弊社では人権・環境などの社会問題に配慮した調達活動を推進しており、紛争地域諸国(コンゴ民主共和国および近隣諸国9ヶ国)で産出されたことが明らかである3TG(タンタル、スズ、金、タングステン)を使用しない方針です。御仕入先様におかれましても3TGの使用は避けて頂くとともに、御仕入先様が調達する素材や部品について紛争鉱物の使用が明らかとなった場合、速やかに同素材や部品の使用を停止するための措置をお願いします。

また、弊社からの調査依頼に対してもご協力願います。

(7) 提出資料の記載方法及び注意点

①JAMP AIS、及びMSDS plus

- ・「その他・非開示」は、原則10%未満とします。
- ・環境関連物質の意図的含有、及び閾値を超える不純物としての含有がある場合、これを「その他・非開示」に含めることはできません。
- ・用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的含有がある場合、及び閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分の記載を要します。
- ・書式は、JAMP AIS、及びJAMP MSDS plus (XMLファイル形式)を指定様式とします。
- ・JAMPが提供する情報伝達シートおよび記入マニュアルは、以下のURLより常に最新版をダウンロードしてご使用願います。

<JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会) web site>

<http://www.jamp-info.com/dl>

②chemSHERPA CI、及びAI

- ・「その他・非開示」は、原則10%未満とします。
- ・環境関連物質の意図的含有、及び閾値を超える不純物としての含有がある場合、これを「その他・非開示」に含めることはできません。
- ・用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的含有がある場合、及び閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分の記載を要します。
- ・書式は、chemSHERPA CI、及びAIを指定様式とします。
- ・chemSHERPA、マニュアルなどは、以下のURLより常に最新版をダウンロードしてご使用願います。

<みずほ情報総研株式会社 web site>

<https://chemsherpa.net/>

③IMDS

- ・「その他・非開示」は、原則10%未満とします。
- ・環境関連物質の意図的含有、及び閾値を超える不純物としての含有がある場合、これを「その他・非開示」に含めることはできません。
- ・用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的含有がある場合、及び閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分のデータ登録を要します。
- ・書式は、IMDSデータとします。
- ・IMDS、マニュアルなどは、以下のURLより、常に最新版をダウンロードしてご使用願います。

<IMDS web site>

<http://www.mdsystem.com/imsdnt/startpage/index.jsp>

④JAMA/JAPIA統一データシート

- ・「その他・非開示」は、原則10%未満とします。
- ・環境関連物質の意図的含有、及び閾値を超える不純物としての含有がある場合、これを「その他・非開示」に含めることはできません。
- ・用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的含有がある場合、及び閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分の記載を要します。
- ・書式は、JAMA/JAPIA統一データシート（CSVファイル形式）とします。
- ・JAMA/JAPIA統一データシート、マニュアルなどは、以下のURLより常に最新版をダウンロードしてご使用願います。

<日本自動車部品工業会 web site>

<http://www.japia.or.jp/datasheet/>

⑤個別要求による情報提供

- ・弊社の顧客要求への対応などにより、個別要求による情報提供をお願いする場合があります。

（例）指定化学物質の精密分析試験報告書、不使用保証（証明）書、赤リン含有調査など

（8）製品等の化学物質含有情報に変更が発生した場合

弊社に提出頂いた購入品の化学物質含有情報（構成成分や含有量など）の書類、或いは電子データの内容に変更、または、変化が生じた場合、含有化学物質調査の情報を更新頂くとともに、その旨を書面などにて弊社へご連絡ください。

(9) 付表に引用される外部団体の基準に追加・変更が発生した場合

付表に定める禁止物質および含有管理物質は、各国の法律や規制（REACH、RoHS など）による、またはGADSLなど外部団体が独自に定める禁止物質および含有管理物質のリスト（以下単に「リスト」という）が引用されています。弊社が、法律や規制の要求、顧客や社会的要求を満たすためにはリストへの適合が必須であることから、御仕入先様にはリストを定期的にご確認頂き、適用される最新のリストの要求事項を満足する製品等を納入頂きますようお願い致します。

リストの変更により購入品が要求事項を満足していないことが判明した場合は、含有化学物質調査の情報を更新頂くとともに、その旨を書面などにて弊社までご連絡ください。ご報告が無い場合は、変更されたリストの要求事項は、保証されたものとみなします。

なお、リストは、弊社の意向にかかわらず、また御仕入先様へ個別に予告されることなく変更されますので、予めご了承ください。

(10) 再調査への対応

法改正、顧客要求の変更、本基準書の改訂その他の事由により、弊社が必要と判断した場合、全てまたは特定の製品等について、含有化学物質調査の再提出をお願いすることがあります。御仕入先様は、その場合速やかに含有化学物質調査の再提出をお願いします。

(11) 本書改定時の対応

弊社が本書を改定した場合（弊社ホームページに掲載）、御仕入先様は、速やかにその内容をご確認願います。

改定により製品等が本書を満足しなくなったときは、含有化学物質調査の情報を更新頂くとともに、その旨を書面などにて弊社へご連絡ください。

ご連絡が無い場合、変更された本書への適合を保証されたとみなします。

(12) 秘密保持

ご提出頂いた資料は、弊社内部での使用に限定致しますが、公的機関または、弊社顧客から資料開示の要求があった場合は、御仕入先様が特定できないことなどを配慮の上開示する場合がございますので、予めご了承ください。

御仕入先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守します。

V. 用語集

(1) 製品等

御仕入先様が弊社に納入する物品のうち、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する物品をいいます。

(a) 化学品(chemical)

「化学品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 第3 条 1 項の物質(substance)及び2 項の調剤(mixture)をいう。

(例) 金属材料、金属酸化物、樹脂ペレット、ペースト、はんだ、バインダー、接着剤、塗料・インク等

(b) 部品

「部品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 第3 条 3 項の成形品(article)をいう。

(例) 電子部品、機構部品、絶縁テープ・フィルム等

(c) 包装材

「包装材」とは、部品の内、製品等を配送・保護・識別するために用いる物品をいう。

(例) トレイ、スティック、袋、緩衝材、ステプラー(Stapler)、段ボール、リール、テープ、結束バンド、ラップ、ラベル、取扱説明書やインデックスカード等
対象外：2 次汚染をしないで回収・再利用されるパレットやコンテナ、通箱

(d) その他購入品

「その他購入品」とは、御仕入先様が弊社に納入する上記(i)～(iii)以外の物品の内、本書の適用を指定した物品および、御仕入先様が本書の適用を表明した物品をいう。

(例) 治具・工具類、事務用品、金型、設備等で弊社が指定した物品

(2) 環境負荷物質、化学物質

環境や生態系への悪影響、法規制や業界動向を考慮し、弊社で管理対象として定めた物質であり、禁止物質、削減物質、管理物質に分類しています。詳細は付表を参照してください。

(a) 禁止物質

- ・ 弊社へ納入される部材に意図的な使用ならびに含有を禁止する物質です。
- ・ 不純物については許容濃度を超えて含有することを禁止します。
- ・ RoHS指令では特定用途において適用除外があります。
- ・ 環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社に連絡してください。

(b) 削減物質

- ・ 弊社製品等への使用および含有状況を把握し、可能な範囲で削減に努める物質です。

(c) 管理物質

- ・ 弊社製品等への使用および含有状況を把握し、管理する物質です。
- ・ 将来、削減物質または禁止物質になる可能性が高いため、含有量を把握する物質です。

(3) その他情報伝達が必要な物質

REACH規則は、成形品供給者に対して、供給先（顧客）および消費者に成形品を安全に取り扱うための情報提供義務を定めています。法令を遵守するためサプライチェーンにおける正確かつスピーディな含有物質情報の伝達が必要です。

弊社では、JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）発行の様式（chemSHERPA-AI/CI または、MSDSplus及びAIS）、自動車業界向け材料データベース（IMDS）、またはJAMA/JAPIA 統一データシートを利用し調査を推進します。

(4) 含有

意図的であるか否かを問わず、製品等に添加、充填、混入、付着することです。

(5) 不純物

天然素材中に含有され、工業材料としての精錬、ならびに合成反応の過程で技術的に除去しきれない物質です。

(6) 均質材料

機械的に別々の材料に分離できない最小単位の材料を意味します。

例としてリードフレームに施される錫めっきは、リードフレームとは別材料として扱いません。

複層のめっきは、単層ごとの状態を指します。

(7) 許容濃度

不純物として許容される含有濃度の上限であり、均質材料を分母とした濃度とします。

(8) 適用除外

特定の用途に限り、含有量を正確に記載して適用除外の申告をした場合に禁止物質または含有管理物質の対象から除外することをいいます。

(9) 閾値（いきち、または、しきいち）

製品等の部位ごとに含有する化学物質の許容濃度であり、別紙にて定めた値をいいます。

VI. 問い合わせ/連絡先

本書に関するお問い合わせ、及び連絡先が不明な場合などは、以下連絡先へお願いします。

(ガイド全般)

ダイヤモンド電機株式会社

購買本部 購買部

Tel: (06) 6302-8120 Fax: (06) 6302-8121

(技術的内容など)

ダイヤモンド電機株式会社

技術本部 業務課

Tel: (06) 6302-8190 Fax: (06) 6302-8192

VII. 付表

ダイヤモンド電機が管理する化学物質 (弊社ホームページに併掲しています)

改定履歴

版	発行、改定年月	主要改定内容
第1版	2018年2月	制定